

くらし金融 きんゆう金融

vol.19

2012冬号

活きた金融教育を目指して

公認会計士 山田真哉
●金融教育の現場レポート

確定申告

病気や怪我に備える

●そこが知りたい！くらしの金融知識
連載エッセイ「会計士のやさしいお金のお話」

食卓から未来を育てる

●巻頭インタビュー
食育研究家 服部幸應



知るほどと

食卓から未来を育てる

服部幸應

食育研究家



巻頭 インタビュー

くらし塾
きんゆう塾

vol.19

- 巻頭インタビュー 2
- そこが知りたい! くらしの金融知識 6
病気や怪我に備える
- 連載エッセイ 11
会計士のやさしいお金のお話
(第3回) 確定申告
- まんが わたしはダメサレナイ!! 14
投資型マンション
違法勧誘
- 老後に備える 17
自分に合った医療保険を調べる
- 委員団体の活動紹介 18
社団法人生命保険協会
社団法人日本損害保険協会
- たべもの百面相 20
麺(めん)
- 働く人のライフ&マネープラン 22
確定申告について
知っておきたいこと
- 金融教育の現場レポート 24
活きた金融教育を目指して
- にっぽんおかね紀行 28
領国貨幣を
ご存知ですか?
- 知るばるとラウンジ 30
都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介
金融広報アドバイザーの紹介
- 知るばるとカレンダー 32
- おたよりコーナー 33
- 都道府県金融広報委員会一覧 34
- 知るばると最前線 35
金融教育を実践するための
考え方と具体例を紹介しています!

調理師学校校長、食育研究家、
そしてさまざまな公的機関の
要職と、精力的に活動する

服部幸應さん。

「食育基本法」の制定にも
大きく関わり、

「食育」の推進に努めています。
そんな服部さんが大切だと考える
食と人との関係や自身のお金観、
そして、たくましく生きるヒントを
伺いました。



料理学校を営む家に生まれ、 厳しく育てられた少年時代

取材先で訪れたのは、服部幸應さんが営む料理学

校の校長室。階下では、学生たちが実習のなかで樂
しそうに交わす声が聞こえていた。インタビューに応

じてくださった服部さんの服装は、もうおなじみと
なったマオカラースーツ。気品を感じさせる印象はテ
レビで見る姿と変わらなかった。

料理学校を経営する家に生まれた服部さんは、2
歳の頃から包丁を握られ、4歳の時にはりんごの
皮むきができるようになっていたという。

箸の使い方や他人と接するときの振る舞い方など
のマナーも幼いころからしつけられた。隣の家に些細な用事で行くときですら、身なりをきっちりするよ
う母から言われた。世間から厳しい目を向けられる
学校経営者の家庭ならではの大変さが、幼いころか
ら服部さんの身にしみていく。

服部さんに対する本格的な料理教育が始まつたの
は、小学校4年のときだった。「ある日、父親から
『明日の昼に天丼を作つてみなさい』と命じられたの
です。子どもながら、それは父親からテストされるこ
とだとすぐ分かりました。もちろん、ご飯の炊き方、
天ぷらの揚げ方、天つゆの作り方などは部分的に教
わっていたから、できないわけではありません。それ
でも一からすべて自分で行うのは初めてです。緊張し
ながらも一生懸命に作つたことを覚えています」

そして、服部さんはできあがつた天丼を食卓で待
つ親に出す。評価は厳しかった。父親はひと口食べ
て「不味い」と言い、それ以上、箸をつけることはし
なかつた。

その後もテストが幾たびも行われたが、なかなか
父親を満足させるものはできなかつた。

そんな服部さんを応援してくれたのは祖母だった。
祖母は、機会があるごとに名店と言われる店に服部
さんを連れ出してくれ、その中で服部さんは一流の味
を自らの舌で覚えていく。祖母の応援に応えるよう
に腕も上がり、父親から「美味しい」と言われる回
数が増えていった。

人間形成に重要な幼年期の食事。 食卓での親子の語らいが大切

しつけ
軽や料理の英才教育を受けながら、服部さんは成長していく。30歳を過ぎたときに家業を継ぎ、料理学校の校長に就く。そして教育者として学生たちを育てながら、料理評論家としても広く活躍するようになる。また、料理界のオピニオンリーダーとして講演する機会も増えていった。

平成15年には、「食育調査会」など食に関する政策部会のアドバイザーにも就任。小中学校など実際の教育現場を訪れる場面も多くなつていった。

そんなある日、小学生が描いた絵を見る機会があつた。「テーマは夕食でした。その中に子どもが一人で食事をしている絵がありました。小さな菓子パンと

飲み物を大きなテレビの前で摂る姿。そこには父親や母親など家族の姿はありませんでした」そうした絵は決して特殊ではなく、たくさんの子どもが描いていたという。また、「あなたが好きなお母さんの手料理は何?」というアンケートを取ったときには、レンジで温めるだけの料理が、回答の中に数多く登場していた。服部さんは、こうした事実にがく然とした。食事に対する親の存在感がまったくないのだ。

「ある時、お母さん方に『食育』の意味について質問したことがあります。すると、多くの人が親子料理教室や農業体験と答えました。私は機会があることに食育の意味や大切さを話してきたつもりでしたが、言葉だけが一人歩きし、食育の本当の意味はまだまだ浸透していなかつたことが分かりました」と服部さん。

子どもから大人へ成長していくにつれて脳も発達していく。特に幼年期に家族との温かなふれあいの時間を持つ。それが豊かな人間性を育てていくことにつながる。そこで重要な役割を果たすのが家族と一緒に食事だと服部さんは訴える。

人間性だけではない。家族で食卓を囲むことにより、箸の持ち方や料理の食べ方などの常識も親や年長者から教わることができる。食事の時間こそが、大人に成長していく上で、人として恥ずかしくない礼儀や作法を学ぶための時間なのだ。

人として必要なものを、食事のときに親が子どもに啓蒙していくのが「食育」の大切な目的であると

服部さんは言う。「『食育』とは食事を通して子どもにどう関わっていくかを親自身が学ぶ『親学』でもあるのです」

日本の未来を憂い、「食育基本法」の成立を支える

「食育」の普及に向けた服部さんの活動の背景には、わが国の将来に対する憂いがある。「このままではいけない」その思いが服部さんの行動力の源だ。食と教育の関係について発言する機会がますます増えた中で、服部さんは、特に教育の根幹部分に「食育」を位置づけるべきだと考えた。

そのため服部さんは、民間レベルで「食育」の普及を目指す活動を展開するだけでなく、国や行政レベルでの大きな枠組みの中で「食育」を推進する活動を展開していく。教育の3本柱である知育、德育、体育にプラスして、新たな柱として「食育」を位置づけるために「食育基本法」の制定に力を注いだ。ちょうどその当時は、BSE（牛海綿状脳症）など食の安心・安全問題に関心が高まった時期だった。

『食育基本法』では「選食能力」、「衣食住の伝承」、『食環境の整備』という3つの柱を設けました。日本には『旬』^{しづく}という言葉があります。単に食材が美味しいくなるという意味ではなく、栄養価も高くなるのです。そういった古来からの知恵によって、日本では優れた食べものを選ぶ技術が培われてきました。それは何だろうか。返ってきた答えは「セーブ」と「チャ

安心で安全な食べ物を見つけ出す力を養うために設けたのです。

2つ目の柱は、『衣食住の伝承』を通じて膳を行うことです。増え続ける陰湿ないじめや凶悪犯罪の原因の一つとして、親子で食卓を開む時間ががないことが十分に考えられました。膳や人間性を養う親子の食事の重要性を浸透させていくために、この柱を設けたのです。

3つ目の柱である『食環境の整備』とは食料問題への対応です。特に日本における食料自給率の問題について、国民の皆さんの認識を深める意味でも、この項目を柱の一つにしました」と服部さんは語る。

「食育」の牽引役としての服部さんの活動は、法律を作ることだけでは終わらない。平成18年からは「食育推進計画」が制定された。服部さんは、その制定会議のメンバーとして、食育を推進する基本的な施策と9つの目標（朝食を欠食する国民の割合の減少など）を定め、食育を国民的な広がりを持つ運動へと展開した。

「食育」を世界へ広げたい。 目標は日本料理のユネスコ無形文化遺産登録

多忙をきわめる服部さんは、この3年間で休んだのはわずか29日と話す。そんなエネルギー満々毎日を送る服部さんにとって、生きる力となっているものは何だろうか。返ってきた答えは「セーブ」と「チャ

レンジ」という2つのキーワードだった。

学校経営という社会の模範を示すべき家庭環境で育った服部さんは、非常識な行動をセーブする生き方が身についている。

お金の使い方についてもハメを外さないよう、自らをセーブする考えが先に働いてしまうそうで、ギャンブルや無駄使いをしたことが全くないという。人には「つまらない」といわれることもあるそうだが、こればかりは性分なので仕方ないと服部さんは笑う。

しかし、自重するばかりではない。自分にプラスとなる体験であれば、お金をかけて何でもチャレンジする。その行動力が、現在の自分を作っていると分析する。興味があつたり、自分にプラスとなりそうな直感が働くとき、スケジュールの都合や損得勘定だけでその体験を避けるのではなく、まずは自らが率先して行動する。そしてそれを徹底的に続ける。「やってみなければ分からない」「何とかしてみる」そんな言葉が困難に直面したときの服部さんから自然に飛び出すそうだ。

「私は何かに取り掛かるとき、『成功に不思議あり、されど失敗に不思議なし』を信条にしています。

成功するのは偶然や幸運もあるけれど、失敗には偶然はないという意味です。私はその通りだと思いま

す。ですから私は徹底的に努力をします。学校経営にしても食育の普及にしても順風満帆だったわけではありません。けれどすべて全力で事にあたり、乗り越えてきました。私にとつてチャレンジとは、どこ

までも努力を続けることなのです」と服部さん。

今、服部さんが挑んでいるテーマは、日本料理をユネescoの世界無形文化遺産に登録させること。同

時に服部さんが推し進めてきた「食育」も世界へ広げたいと話す。「『食育』に対する考え方はアメリカなどでも進んできていますが、いち早く法律化し

服部さんの「食育」へのチャレンジは今、日本を超えて世界へと向けられている。

服部幸應

インタビュー



そこが知りたい!

くらしの金融知識

備える病気や怪我に

日本人の平均寿命（平成22年）は、男性が約80歳、女性が約86歳。人間が昔から望んでいた長寿社会が到来しています。ただ、長い人生には、色々なことが起こります。私たちは病気や怪我に対してもう少し備えておけば良いのでしょうか？

今回は、病気や怪我による入院・通院の実態や、医療費負担の軽減制度などを踏まえて、お金の面、普段の生活面でどのように心がければよいのか考えてみましょう。

●意外と高い？ 入院・通院をする可能性

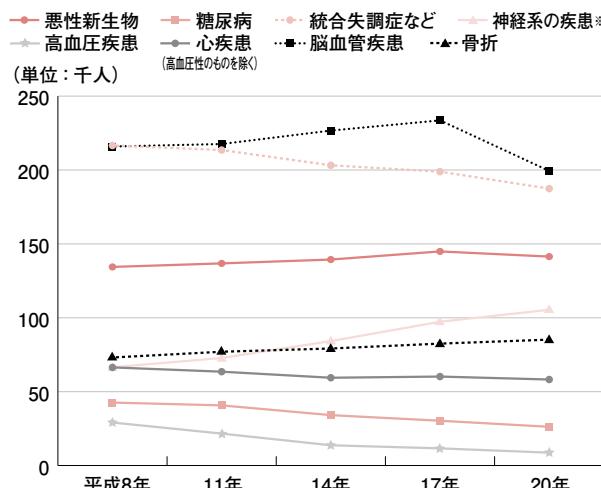
まずは病気や怪我による入院・通院の実態をみてみましょう。

グラフ1は、ある1日の傷病別の推計入院患者数の推移です。死因としてもっとも多い悪性新生物（がん）の推計入院患者数（平成20年。以下の患者数も同じ）は

14万1千人で、この10数年間あまり大きな変化はありません。入院患者数の多いのが脳血管疾患や統合失調症などです。糖尿病は18万7千人となっています。

また、神経系の疾患は10万5千人

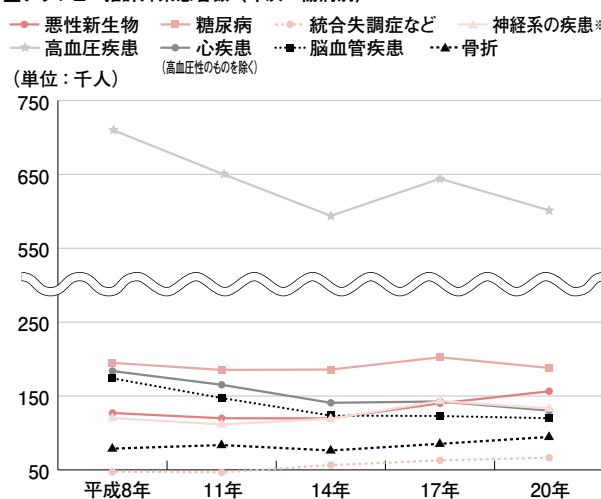
■グラフ1：推計入院患者数（年次・傷病別）



資料：厚生労働省「平成20年（2008）患者調査の概況」

※パーキンソン病、アルツハイマー病、自律神経系の障害など

■グラフ2：推計外来患者数（年次・傷病別）



資料：厚生労働省「平成20年（2008）患者調査の概況」

※パーキンソン病、アルツハイマー病、自律神経系の障害など

【監修・執筆】

CFP／1級FP技能士

松浦 建二（まつうら・けんじ）

1990年青山学院大学卒。大手住宅メーカーから外資系生命保険会社に転職し、個人の生命保険を活用したリスク対策や資産形成、相続対策、法人の税対策、事業保障対策などのコンサルティングを経験。その後、コンサルティング会社設立に参加。現在ファイナンシャルプランナーとして主に個人のライフプラン、生命保険見直し、住宅購入サポートなどの相談業務を行っているほか、FPに関する講演や執筆などを行っている。青山学院大学非常勤講師。執筆・取材協力：高齢者住宅新聞、週刊エコノミスト、東京海上日動火災、AIGエジソン生命、医薬品・金融業界誌、朝日新聞、日経新聞、読売新聞、共同通信社、すてきな奥さん、AERA、ダイヤモンドZAI、週刊ダイヤモンド、日経ヴェリタス、プレジデントなど。

私たちの医療費負担 ~増え続ける国民医療費~

年度	国民医療費	人口1人当たり 国民医療費	国民所得	国民医療費の 国民所得に対する比率
昭和30年(1955)	0.2兆円	2.7千円	7.0兆円	3.42%
昭和40年(1965)	1.1兆円	11.4千円	26.8兆円	4.18%
昭和50年(1975)	6.5兆円	57.9千円	124.0兆円	5.22%
昭和60年(1985)	16.0兆円	132.3千円	260.6兆円	6.15%
平成7年(1995)	27.0兆円	214.7千円	368.9兆円	7.31%
平成17年(2005)	33.1兆円	259.3千円	365.9兆円	9.05%
平成18年(2006)	33.1兆円	259.3千円	375.2兆円	8.83%
平成19年(2007)	34.1兆円	267.2千円	378.7兆円	9.01%
平成20年(2008)	34.8兆円	272.6千円	351.9兆円	9.89%
平成21年(2009)	36.0兆円	282.4千円	339.2兆円	10.61%

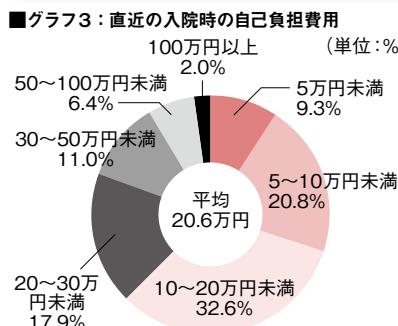
資料: 厚生労働省「平成21年度国民医療費の概況」

平成12年4月から介護保険制度によって介護保険に移行した費用は、平成12年度以降の国民医療費から除かれています

日本の医療費は長期にわたって増え続け、平成21年の国民医療費は36.0兆円になりました。人口1人当たりでは約28万円です。平成7年あたりからは医療費が増える一方、所得が伸びていないため、所得に対する医療費比率が高まっています。このまま同じ傾向が続くと、医療費の負担感はより厳しいものになっていきます。

で徐々に増えています。入院患者数の総数は139万2千人で、日本の人口の92人に1人が調査時点で入院していましたことになります。一方、グラフ2は、傷病別の推計外来(通院)患者数の推移です。高血圧性疾患が圧倒的に多く、60万1千人になります。外来患者数の総数は686万5千人で、日本の人口の19人に1人が調査時点で通院していましたことになります。このようにみると、私たちが病気や怪我をする可能性は意外と高いと思っていた方が良さそうです。

● 入院期間、自己負担額はどのくらい?



資料: 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」平成22年度

次に、主な疾病で入院した患者の平均在院日数をみてみましょう(表1)。例えば、胃の悪性新生物(がん)では、全体の平均で26.8日です。同じ疾病でも、高齢になるとほど入院時間が長くなり、男性とのように入院が数カ月にわたる女性で入院期間に差が出る場合もあります。同じほか、脳血管疾患なども同様です。このほか、費用負担による負担もあります。

では、実際に入院したとき、いくらくらいの費用負担になるのでしょうか。生命保険文化センターが「直近の入院時の自己負担費用」について調査したところ、平均は20・6万円となっています。費用の分布を見ると、「10～20万円未満」「5～10万円未満」「5万円未満」「100万円以上」の割合も無視できない大きさです。もちろん、実際の治療費は、傷

■表1：退院患者の平均在院日数

主な疾病	全体	男	女	15～34歳	35～64歳	65歳以上	70歳以上	75歳以上
全体	35.6	34.3	36.7	13.0	29.5	47.7	50.2	54.2
ウイルス肝炎	16.9	17.2	16.6	12.3	13.8	23.7	31.0	39.9
胃の悪性新生物(がん)	26.8	24.1	32.9	19.1	21.2	29.2	31.6	35.9
大腸の悪性新生物(がん)	19.2	18.4	20.4	13.3	14.8	21.7	23.5	26.5
肝及び肝内胆管の悪性新生物(がん)	22.4	20.7	26.2	16.4	17.9	23.7	25.0	27.0
気管、気管支及び肺の悪性新生物(がん)	27.2	26.3	29.2	12.3	23.5	28.8	30.2	33.6
糖尿病	38.6	32.0	47.1	14.8	21.7	53.4	59.6	65.5
統合失調症など	543.4	654.9	443.0	103.8	440.2	1231.6	1353.5	1400.1
神経系の疾患(パーキンソン病、アルツハイマー病など)	74.1	61.2	89.6	43.6	50.8	102.6	109.9	117.4
高血圧性疾患	45.8	25.5	56.9	9.4	18.7	52.4	55.7	59.4
心疾患(高血圧性のものを除く)	24.2	16.7	35.3	13.0	11.2	29.0	32.8	38.2
脳血管疾患	104.7	85.3	125.8	29.8	57.6	118.4	125.1	136.3
喘息(ぜんそく)	12.1	10.2	14.4	15.5	13.3	33.7	36.8	41.4
食道、胃及び十二指腸の疾患	19.6	19.7	19.5	19.8	15.9	21.9	23.3	23.9
筋骨格系及び結合組織(関節など)の疾患	36.0	30.1	40.1	17.0	26.0	45.1	48.3	53.9
腎尿路生殖器系(泌尿器など)の疾患	24.2	23.4	25.1	9.4	13.2	34.8	37.4	40.9

注1: 平成20年9月1日～30日に退院した人を対象としたもの。

注2: 全体には、年齢不詳を含む。

資料: 厚生労働省「平成20年(2008)患者調査の概況」

病の種類や治療方法、医療機関等によって大きく異なります。それにもうろん、実際の治療費は、傷が多いですが、「50～100万円未満」「100万円以上」の割合も無視できない大きさです。

があります。伴い、一人ひとりの自己負担額も異なってくることを理解しておく必要

以下では、自己負担額を考える際に重要な「高額療養費制度」と「差額ベッド代」、そして、昨今注目されている「先進医療」について、説明します。

医療費負担を軽減
「高額療養費制度」

高額療養費制度とは、病院や診療所などでの支払いが一定以上の額（自己負担限度額）になつたとき、その超えた分の金額が支給

される制度です。負担の上限は年齢や所得水準によって異なります。

支給されます。

入院時の食事や差額ベッド代、
保険のきかない診療などは高額
療養費の対象にならない。

● 入院するとかかるかも しれない「差額ベッド代

ある程度は抑えることができる
ます。健康保険組合によつては、
独自の給付（付加給付）を行つてい
る場合もあるので、詳しく述べ
してある健康保険組合に確認して
みてください。

■表2：自己負担限度額（月額）
(70歳未満の場合)

所得区分	1ヶ月の負担額の上限額	多数回該当の場合 の上限額
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者		35,400円
		24,600円

(70歳以上の場合)

所得区分	1ヶ月の負担額の上限額		多数回該当の場合 の上限額
	外来		
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	適用なし
低所得者	II（I以外）	24,600円	適用なし
	I	15,000円	
	8,000円		

注1:「総医療費」とは、3割等の自己負担額ではなく保険者が負担する分も含めた全額。

注2：「上位所得者」とは、月収（標準報酬月額）53万円以上などの要件を満たす人。

注3:「低所得者」とは、住民税非課税の人。

注4：「現役並み所得者」とは、月収28万円以上などの窓口負担3割の人。

注5:「低所得者」とは、判定の対象となる家族全員（健康保険の場合、被保険者と扶養家族）の所得（=収入一

必要経費・控除額)の金額がゼロの人。公的年金については控除額80万円なので、年金収入のみの場合、年金受給額80万円以下であれば、所得金額がゼロとなる。

直近の12カ月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、「多数回該当」となりその月の負担の上限額が引き下がる。

の確保」「私物の収納設備や個人用の照明・机・椅子の完備」などの要件があります。差額ベッド代がかかるのは必ずしも1人部屋に限らないということに留意します。

実際にいくらぐらいの差額ベッド代（室料差額）がかかるのか、東京都、神奈川県、大阪府の各病院を調べてみました（表3）。1日当たり10万円を超えるような高額な部屋もありますが、

■表3：各病院の差額ベッド代の範囲と中央値

		各病院の最も高額な差額ベッド代	各病院の最も低額な差額ベッド代
		範囲	中央値
1人部屋	東京都	189,000円～5,000円	31,500円
	神奈川県	68,250円～3,150円	25,200円
	大阪府	105,000円～3,000円	21,000円
2人部屋	東京都	15,750円～2,000円	6,300円
	神奈川県	10,500円～2,625円	4,985円
	大阪府	8,400円～2,000円	3,680円

資料：各病院HPから筆者が調査（2010年10月）

*調査病院数は東京都82病院、神奈川県42病院、大阪府56病院

中には1～2千円程度の1人部屋もあります。大部屋での入院は、見知らぬ人同士が病気や怪我による辛い状態で共同生活をしなければなりません。そのため、差額ベッド代がかかつても個室を希望したい人は多いかと思います。もしも入院した病院の1人部屋が2万円以上の設定しかなければ、例えば、36日間（前述表1、全体の平均在院日数）入院したとすると、差額ベッド代だけで72万円かかります。入院したときに個室を希望する可能性があるなら、表1と表3のデータなどを参考に想定される差額ベッド代を計算し、その分の金額を備えておく必要があります。

●先進医療とは何？

先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を使つた治療のことです。先進医療の治療費には公的な健保険が適用されず、全額自己負担となります。費用は医療技術の種類によってさまざまですが、300万円近い額となるものもあります。健康保険が適用される治療との併用も認められているので、

中には1～2千円程度の1人部屋もあります。大部屋での入院は、見知らぬ人同士が病気や怪我による辛い状態で共同生活をしなければなりません。そのため、差額ベッド代がかかつても個室を希望したい人は多いかと思います。もしも入院した病院の1人部屋が2万円以上の設定しかなければ、例えば、36日間（前述表1、全体の平均在院日数）入院したとすると、差額ベッド代だけで72万円かかります。入院したときに個室を希望する可能性があるなら、表1と表3のデータなどを参考に想定される差額ベッド代を計算し、その分の金額を備えておく必要があります。

■表4. 先進医療技術に係る費用例		
技術名	年間実施人數	1人当たりの費用
陽子線治療	1,225人	約278万円
重粒子線治療	729人	約298万円
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建	2159人	約52万円
腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術	2人	約76万円
根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援（前立腺がん）	157人	約67万円

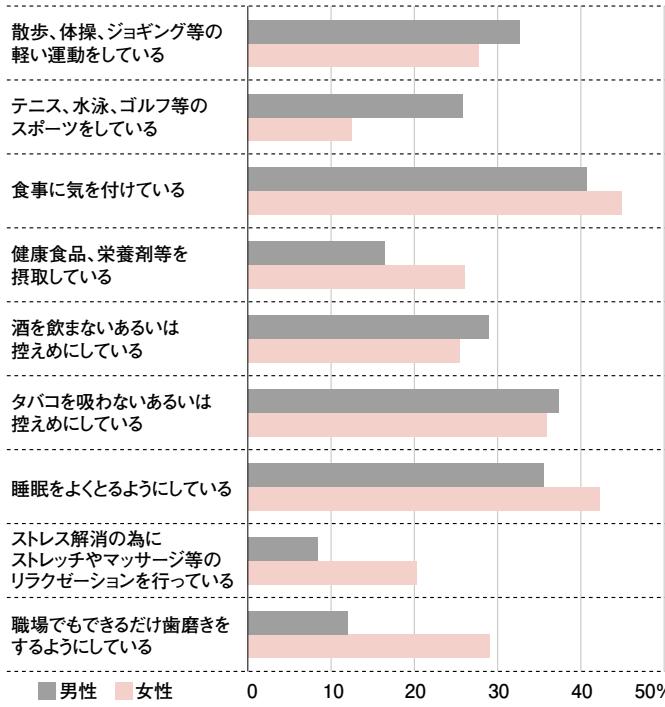
資料：中央社会保険医療協議会「平成22年6月30日時点に実施されていた先進医療の実績報告について」

病気への備えとして大切なことは、「早期発見」「正しい知識」「治療の選択肢の確保」の3つです。早期発見の大切さについて、がん（悪性新生物）を例に挙げて説明します。がんの広がり具合の段階順（4段階。後になるほどがんが進行）に患者が診断された時点から5年後に生存している率をみると、乳がんでは、98.9%～93.3%と、胃がんでは、98.7%～72.7%と、早期発見するには、定期的な健診やがん検診等を欠かさずに受診することが大事です。

今や日本人の2人に1人ががんになると言われています。がんにならない努力をすることはもちろんのこと、ある程度はがんになることもあります。がんにならない努力をすることも前提として備えておく必要があります。がんの治療には手術療法、放射線療法、化学療法などがあります。患者自身にとって最適な治療を選択するには、信頼できる医師のアドバイスとともに、患者側にも病気や治疗方法に関する知識が求められます。病気になってから

●備えとして大切なこと

■グラフ4：健康のために普段実施していることの内容（複数回答）



資料：厚生労働省「平成19年労働者健康状況調査結果の概況」

慌てるのではなく、普段から書物やネットで情報収集したり、セミナーへ参加したりして、正しい知識を得る習慣を付けておくことも大切です。

将来、仮に重い病気になったとき、高額な先進医療も選択肢として確保しておくなれば、それ相応の経済的備えが必要です。そこまでいかずとも、ある程度安心でいるだけの備えはしておきたいものです。主な備えとしては、貯蓄や医療保険等への加入が挙げられます。貯蓄での備えが十分とはいえない場合は、保険料の支払いが必要になるものの、医療保険やがん保険などを上手に活用するこ

とも検討してみましょう。

医療保険については、本誌17頁の「老後に備える」で取り上げてるので、参考してください。

●普段の生活での心掛け

健康のための生活習慣を積み重ねることも、病気や怪我への備えになります。貯蓄での備えが十分とはいえない場合は、保険料の支払いが必要になるものの、医療保険やがん保険などを上手に活用するこ

なります。

グラフ4は健康のために普段していることを調査したものです。

一番多い回答は「食事に気を付けている」で、「タバコを吸わない」とか「睡眠をよくとる」などの回答がそれに次いでいます。

男女別にみると、男性はスポーツをしているとの回答が多く、女性は職場での歯磨きやマッサージ、健康食品の摂取などの回答が多くなっています。因みに、60歳以上の男性は「散歩、体操、ジョギングなどの軽い運用をしている」割合が57.6%

と男性全体の平均（32.6%）よりもかなり高く、足腰が衰えないよう努力している姿がうかがえます。

自分にあった健康法を見つけて、早速今日からでも始めてみてください。

若いうちは水や空気のようにあつて当たり前だった健康も、やがて簡単には保つことができなくなってくるものです。ある日、突然病気や怪我に見舞われたときのためにも、今できることが何か考え、安心できる備えをしておきましょう！

●自治体の医療費助成

各自治体には子どもや障害者、ひとり親家庭への医療費助成や、難病などへの医療費助成制度があります。子どもの医療費助成では、子どもが小学校や中学校を卒業するまで（中には高校を卒業するまでの場合もあり）、入院や通院での医療費の自己負担割合3割分（小学校就学前は2割分）を助成してもらいます。助成してもらう際に一部負担金が必要だったり、親の所得に制限があったりするなど、自治体によって内容はかなり異なります。医療費助成の種類や詳細については居住地の自治体へ確認してみてください。

●医療費控除制度

確定申告によって税負担を軽減できる医療費控除制度があります。納税者の個人的事情を加味してくれる所得控除の一つで、所得金額からかかった医療費を控除できます。課税される所得が減るので、結果として納める税額が減ることになります。医療費控除額は「実際に支払った医療費の合計額－保険会社から受け取った給付金などの額－10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）」で計算します。控除の対象となる要件が細かく決められています。詳しくは国税庁のHPで確認できます。

確定申告

公認会計士としても作家としても活躍されている山田真哉さん。今日は、毎年この時期になると話題となる確定申告のお話です。納税の歴史からみた確定申告とは?。

今回のテーマは「確定申告」である。私は税理士でもあるため、まさに本業の話なのだが、どうも筆が進まない。実をいうと、広く一般向けに確定申告の話をすることがほど、難しいことはないのだ。というのも、ターゲットが誰か——自営業者なのか、退職者なのか、サラリーマンなのか、はたまた年金受給者なのか——によって話すべき内容がまったく変わってくるからである。

そんなテーマにまつわる悩みで原稿の執筆が遅れていたため、担当編集者にメールで相談したところ、次のような返事がきた。

『今回の記事のターゲットはズバリ、サラリーマンとサラリーマンを退職した人、それと自営業の人でしょうか。』

——ズバリ絞れない!

その「サラリーマン」と「自営業者」で、確定

申告に対する考え方があまり異なるのだ。

では、なにがそんなに違うのか?

ごく単純に言うと、一般的にサラリーマンはお金をもらうために確定申告をするのに対し(還付)、自営業者はお金を払うために確定申告をするのである(納付)。

「もらう」と「払う」とでは、受け取る印象も変わつて当然である。

では、同じ確定申告なのに、なぜ「もらう人」と「払う人」がいるのだろうか?

この理由を知るためにには、なんと明治時代にまで遡らなければならない。

そもそも、個人の収入に対して税をかける、い

税金を納めたがつた明治時代の人々

山田 真哉 やまだ・しんや

公認会計士・税理士。1976年兵庫県神戸市生まれ。大阪大学文学部史学科卒業。大手監査法人を経て、現在、会計事務所所長。企業のCFOや政府の委員、経済ドラマのブレーン等も務める。

代表作は160万部突破の『さおだけ屋はなぜ潰れないのか?』など。会計ミステリー小説『女子大生会計士の事件簿』はシリーズ100万部を突破し、TVドラマも放映された。現在、NHK総合『ゆうどきネットワーク』『ビジネス新伝説 ルソンの壺』、BS11『ベストセラーブックTV』などにレギュラー出演中。最新刊は、歴史経済ミステリー『経営者・平清盛の失敗』。



わゆる「所得税」が日本に導入されたのは、明治20年の話である。

それ以前はどうだったかというと、国の収入の大半を占めていたのは「地租」（土地にかける税金）だった。そのため、税金をたくさん払っていたのは、土地を持つていて人たちはだつた。土地持ちというと農家をイメージするが、当時は農家であつても小作人が多い時代なので、税金を払うのは地主だけである。

ところがこれに対し、都市に住んでいた住民が「不公平だ」と不満の声を上げた。「都市住民のほうが、税金が少なくていいじゃないか」と思つかもしれないが、彼らが求めていたのは「選挙権」だつた。明治初期といえば、選挙権が与えられていたのは高額納税者のみ。つまりどんなに稼いでいたとしても、土地を持たない都市住民には選挙権が手に入らない時代だったのである。

そこで、この都市住民の不満に応えるためにつくられたのが「所得税」というわけだ。

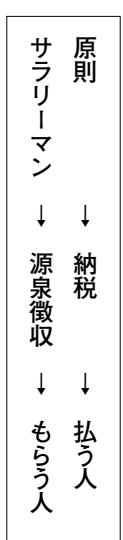
もつとも、ときの政府としては、選挙権を持つ人が増えすぎるのは嫌だつた。そのため、所得税という制度はできたものの、課税された人はわずか12万人しかいなかつた。当時の日本の人口はまだ4千万人とはいえ、その1%にも満たなかつたのである。

なぜサラリーマンは税を引かれるのか？

争という戦費のかかる時代に突入したため、政府も背に腹は代えられず、所得税を課す人数をどんどん増やしていく。

そして昭和15年。この年に行われた税制の大改正で、所得税を課される人の数は急増。改正前後の5年間（昭和13年～昭和17年）を通じて150万人から450万人にまで膨れ上がつた。このときついに、それまで所得税を課されていなかつた一般的なサラリーマンも、課税の対象になつたのである。

この大改正の際、政府内で「今まで税金の徵収を漏らすことがあつたのに、さらに何倍もの人數に納税させるなんて無理だ。税務署の人手も足りないが、彼らが求めていたのは「選挙権」だつた。明治初期といえば、選挙権が与えられていたのは高額納税者のみ。つまりどんなに稼いでいたとしても、土地を持たない都市住民には選挙権が手に入らない時代だったのである。



しかし、この歴史にはまだ続きがある。サラリーマンには「年末調整」という制度も導入された。これもまた、政府が税金を確実に徴収するための方法で、各個人の税額を細かく計算し、追加納税や還付が必要ならすべて会社が代行して行う、という制度である。つまり、サラリーマンなりず、脱税する人だけになるぞ……」という不安が起こつた。だが、この不安の解決手段は思わずそこからもたらされる。ナチスドイツである。政府がナチスドイツから伝授された究極の一手――それが、「給与所得者への源泉徴収」と呼ばれる制度である。ご存知の方も多いと思うが、これは会社が社員に給与を払う前に、政府がそこから税金分だけ天引きしてしまう、という制度である。この制度、戦費調達に効果ありと知れるや、すぐに当時の敵国アメリカでも導入されることになる。

ら特に手続きをしなくても所得税の支払を自動的に済ませることができる（注）。

こうして、税金を気にせず仕事に邁進できる体制が整つたことで、「モーレツ社員」を代表とする戦後日本の労働スタイルが誕生したのである――。というのは、多少言い過ぎたか？

（注）中途退職などなんらかの理由で年末調整されなかつた人や、年末調整にはない特典（医療費控除など）を受けたい人は、サラリーマンであつても確定申告して、天引きされた税金を戻してもらうことになる。

町内会が国の税を集めめた時代があつた

さて、そもそも私たちはなぜ、みずから税務署に行つて「確定申告」をしなければならないのだろうか？

模範回答のように「日本国憲法で定められてゐる国民の三大義務のなかに『納稅の義務』（30条）があるから……」と言つてしまえばそれまでの

だが、実はここにも、知られざる歴史が存在する。

日本の納稅の歴史は、「大化の革新」や「租・庸・調」の時代から1400年ほどの歴史がある。しかし、みずからの計算により税額を「確定」させて、それを「申告」するという、きわめて自主的な納稅スタイルが導入されたのは、たかだか60

年ほど前の話である。

江戸時代まで、人々の税金の額は「検地」などの調査に基づき「お上」が一方的に決めるものであった。そして明治時代以降の所得税では、人々が収入を政府に申告する形をとるようになる。しかし、申告させておきながら税額を決めるのは政府であつたため、「もつと収入があるはずだろう」と言いがかりをつけられ、予想していた税額の2倍もの額を払わされることもあつた（もつとも、申告する収入額をゴマかしていた人も多かつたそうなのだが）。

さらに、昭和15年の大改正によつて所得税の対象者が一気に増えた際には、政府は税金の徴収漏れを防ぐため、なんと町内会や各種同業組合に税の仕事を丸投げしてしまう――つまり、○○町内会は100万円、△△小売組合は200万円、といふように団体ごとの納稅の目標額を政府が決めて、その税を団体内の誰にどう配分するかは、その団体に「任してしまつたのである。これを「目標額」制度という。

さて、みなさんも想像されたとおり、この制度下では、町内会長など各団体の責任者に取り入つた人は税額が少なくて済み、逆に嫌われた人は税額が増える、といった極めて不公平なことも行われた。

申告は面倒だ、納める税額は国が決めてくれればいいのに……と思うことが、誰しも一度はあるだろう。それでも、数々の不公平な制度をわたり歩いて、行き着いた先がこの「確定申告」なのだと思えば、少々の面倒さも我慢できるかも知れない……かな？

確定申告

¥ 連載エッセイ

会計士のやさしいお金のお話

第3回

やつて来た使節団が「これはさすがに非民主的だと指摘したことで、「目標額」制度は廃止されることになる。

ここに、個人単位で税額を「確定」して、自立的に「申告」を行う「申告納稅制度」が成立したのだ。

申告は面倒だ、納める税額は国が決めてくれればいいのに……と思うことが、誰しも一度はあるだろう。それでも、数々の不公平な制度をわたり歩いて、行き着いた先がこの「確定申告」なのだと思えば、少々の面倒さも我慢できるかも知れない……かな？



わたしは ダメサレナイ!!

第15話 投資型マンション違法勧誘

●監修 樋山 昌子(ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員



**しつこい勧誘に根負けして
被害者になつてしまふケースが急増**

投資型マシンションの違法勧誘による被害者が急増しています。この被害では契約にいたる勧誘方法やセールストークが悪質であり、法律違反が随所に見受けられます。

この違法勧誘による被害者のほとんどは、給与所得のある男性で、20代から40代の、気が弱そうな、しつこい勧誘を断れない人が多いようです。

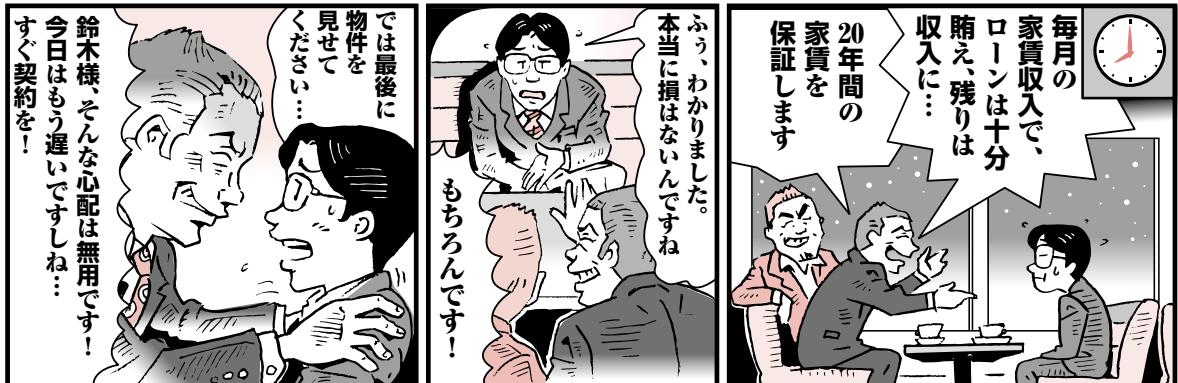
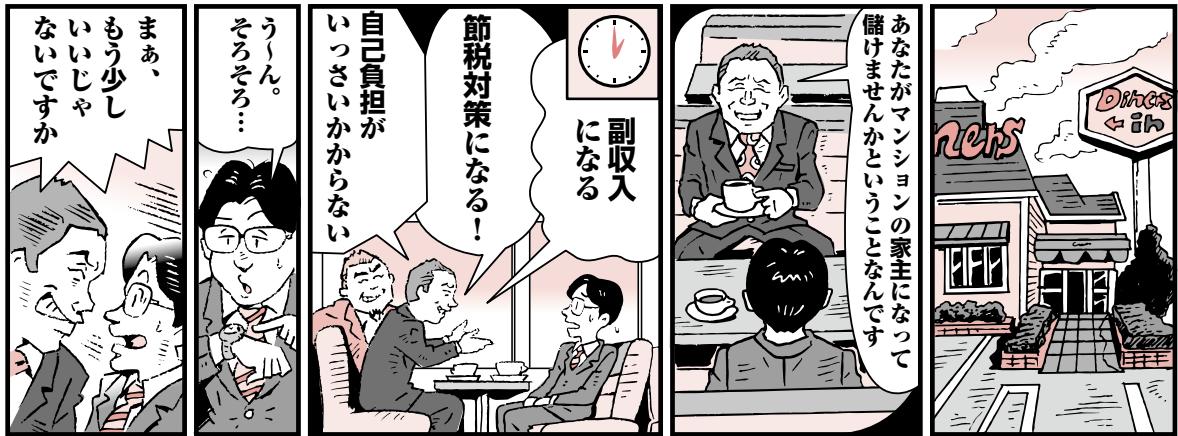
勧誘は、出身大学の同窓会名簿などから得た就職先の職場への電話から始まります。一日數十回以上かかるケースもあり、そうした場合には職場の業務の妨げとなることもあるでしょう。

根拠のない好条件提示と執拗な勧誘、脅し

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。

「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ、被害に遭いやすいのです。

なんて甘く考えてはいませんか？
実はそう考える人こそ
被害に遭いやすいのです。



ポイント3
契約したマンション価格は下落、
収支は赤字

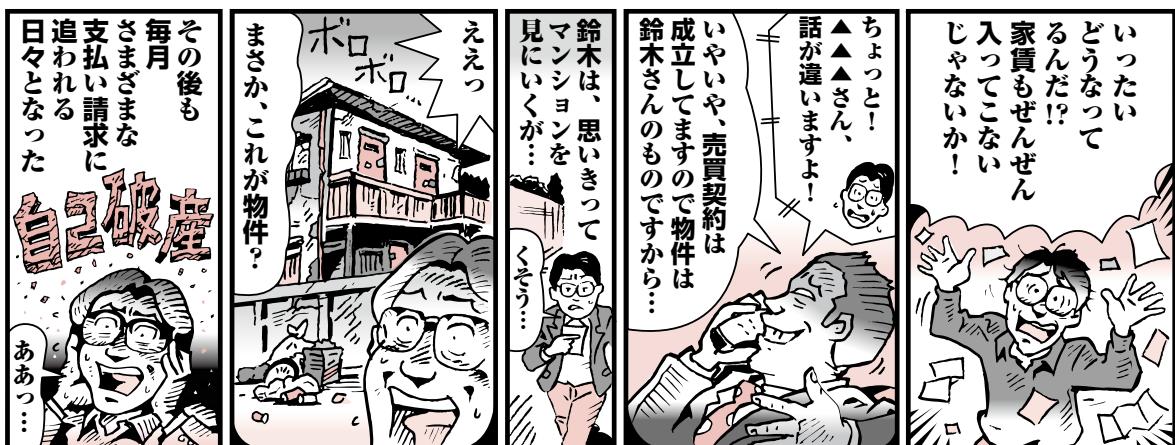
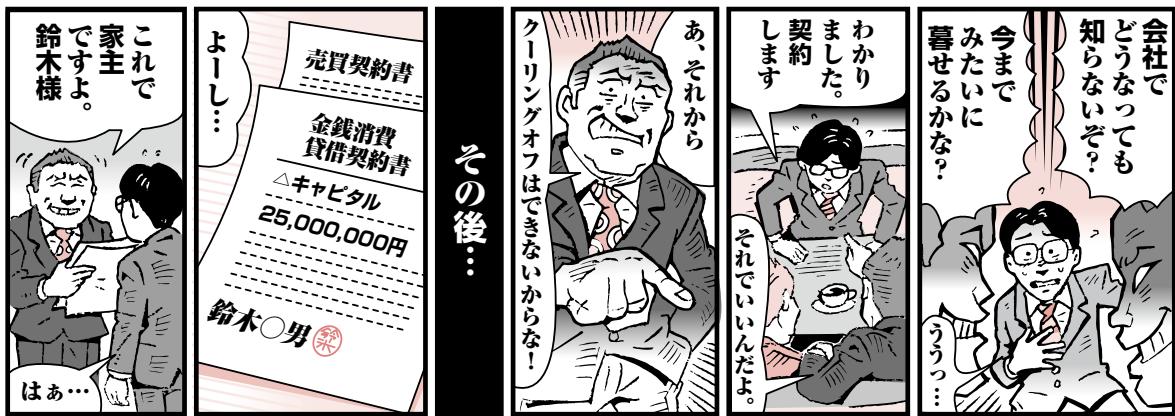
契約後は、管理費や入居に備えたクリーニング代、リフォーム代など、予想できなかつた出費が重なります。副収入になるはずが、赤字を生み出していく物件となつていくのです。物件を見ることなく契約させられたため、契約後に価値の低い物件と分かつても、あのの祭りです。その後も、例えば、物件価格がどんどん下落したり、家賃収入が思うように入つてこなかつたりという状況が続き、負債が重荷になり、自己破産にいたるケースもあります。

業者ペースの悪質な契約強要

こうして根負けさせ、物件を見たいといふ要求にも応えず、ノンバンクなどから多額（マンガでは2500万円）のローンを組ませ、無理やり契約させてしまうのです。

そして契約時には、「クリーニングオフしない」ことを強要したり、「クリーニングオフはできないからな」などと言い、違法なクリーニングオフ妨害行為をするなど、非常に悪質です。

味がない」「帰りたい」などと泣ると態度が豹変し、「家族がどうなつてもよいのか」「生活できなくてやる」などの脅しを受ける場合があり、数時間にわたつて拘束されます。挙句の果てに、「これだけ説明させて契約しなかつたら、オレたちが説明した時間をどうしてくれんの?」「説明させた時間の費用をオマエが補償しろ」と恫喝するといった恐喝行為に発展することさえあります。



この物語はフィクションです

- [詳しい情報やご相談]
- 地元の消費生活センター
東京都消費生活総合センター
緊急消費者情報
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyou/100325.html>
- 国民生活センター
ますますエスカレートする
マ・ハ・リ・の悪質な勧誘
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-2010125_1.htm
- 国土交通省HP
「転地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」の運用について
http://www.mlit.go.jp/report/press/toitkensangyo/hh_000062.html

★ 今回紹介したような事例については、消費者契約法に違反していたり、クリーニングオフ妨害行為など特定商取引法、宅地建物取引業法などに違反していると考えられます。が、現在被害件数が急増しているため、法改正の動きが始めているようです。

※2011年10月1日に、宅地建物取引業法の施行規則の一部が改正され、「契約を締結しない旨の意思」「勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思」を表示した場合の再勧誘の禁止が新たに規定されました。

こういった勧誘を受けた場合は、電話をすぐに切るなど無視し続けること、地元の消費生活センターや各都道府県の不動産業指導課などに相談することなどが大切です。

老後に備える

連載 第2回

老後とはいったいつから始まるのでしょうか。
仕事を引退したとき?
それとも年金を受給するときからでしょうか?
老後に対するイメージは人それぞれですが、
いずれ誰にもやってくる老後の生活。
それが遠い未来の人も、近い将来の人も、
身近なテーマとして考えてみませんか。
今回は、病気や怪我への経済的な備えとしての
医療保険について考えてみましょう。

自分に合つた医療保険を調べる

チェックポイント①

人は年齢を重ねると健康への不安が募ります。病気や怪我で長期的な治療が必要となり医療費がかさむかもしれません。

現在は、生命保険会社や損害保険会社、共済などが、さまざまなタイプの医療保険を用意しています。ただ、自分のニーズに合った保険商品かどうかはなかなか見極めにくいもの。今回は、医療保険を選ぶ際の3つのチェックポイントをお知らせします。

保険料の払込期間と保障期間を考える

医療保険には、大きく分けて、一生生涯保障が続く「終身型」と、一定期間だけを保障する「定期型」があります。

保険料を何歳まで払い続けるつもりか、何歳まで医療保障でカバーしたいのか

をまず考えましょう。

チェックポイント②

保障内容を見極める

保障内容の基本は、「入院」と「手

保障期間	終身型		定期型
	一生	5年、10年など一定期間	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料はずっと一定 保険料を生涯払い続けるものや、65歳など一定の年齢までに保険料の支払いを済ませるものがある 	<ul style="list-style-type: none"> 保障内容が同じであれば、一般的に終身型よりも保険料が安い 期間が終了してあらためて契約を更新する場合は、更新時の年齢に応じて保険料が上がる 	<ul style="list-style-type: none"> 更新が80歳までなどと、年齢の上限が決まっている場合が多い
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 加入年齢によっては保険料が割高なこともあります 若いときに契約した場合、医療技術の変化に対応できていないおそれがある 		

チエックしましょう。

チエックポイント③

どんな特約があるか

医療環境の変化とともに、多様な特約が用意されています。例えば、がんなどの特定の病気になったときに、一時金が出る特約、身体障害、要介護状態になつたときに以後の保険料が免除になる特約などがあります。最近は、先進医療費を保障する「先進医療特約」への関心が高くなっているようです。

情報収集が欠かせない

大切なのは、余分な保障を抱え込まないことです。保障が多いと保険料もかかります。

最近は、複数の保険会社の商品をそろえ、顧客にあつたアドバイスをする店舗型のサービスがあります。また、インターネットで自分にふさわしい保険を選び、保険料を簡単にシミュレーションできるサイトも増えています。いろいろな角度から情報を集めて、ご自身に最適な保険商品を選ぶよう心がけましょう。

委員団体の活動紹介

社団法人
生命保険協会

東日本大震災により被災された方が 一刻も早くご安心いただけるよう 業界一丸となつて各種取組を実施

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

生命保険協会（以下、「当会」）は、国内で営業する全生命保険会社（45社、10月現在）が加盟する団体で、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図ることを目的に、各種事業を行なつています。

当会では、今回の大震災後直ちに「大震災対策本部」を設置し、「被災された方が一刻も早くご安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」を基本方針として、各種取組を始めました。まずは、被災されたお客様の状況に応じた取組として、「免責条項等を適用せずに災害関係保険金・給付金の全額をお支払いする旨の決定」「保険料払込猶予期間の延長」などを行うとともに、業界総力を挙げて、お客様の「安否確認活動」を実施しました。また、津波により家屋等が流出し、生命保険に関する手掛かり

がないなどのお客様からのお問い合わせに

お応えするため、「災害地域生保契約照会制度」を発足させました。フリーダイヤルを「くらし塾きんゆう塾」夏号でも

ご紹介いただいています。
続いて、確実に保険金をお支払いするための取組として、会員各社が単独で把握できないお客様の情報を業界全体で共有化し、各社からお客様へご連絡できるようにしました。また、関係省庁にも働きかけ、保険会社からの戸籍謄本・住民票の交付申請の様式を統一化しました。

行方不明者の対応については、法務省から戸籍法86条3項に基づく死亡届の簡易取扱が公表され、保険金のお支払いが円滑にできるようになりました。

さらに、震災によりご両親を亡くされた未成年者の方に適切に保険金をお支払いし、役立ててもらうために、生命保険会社と行政機関・各地弁護士会等の間で情報連携を行う「未成年者生保支援ネット

トワーク」を創設しました。

11月24日現在で1428億円の死亡保険金をお支払いしています。私どもは、

国民生活の安心を支えるという使命を着実に果たしていく必要があります。また、

今後は経済的事情により、保障内容の見直しをご検討される方々に対するコンサルティングも大切です。保険金の支払いと契約の継続、この両面で被災されたお客様への万全の対応を期したいと考えます。



災害地域生保契約照会センターの様子

SONPO 社団法人 日本損害保険協会

社団法人
日本損害保険協会

消費者とのコミュニケーションを通じ、 損害保険に関する啓発・理解促進に 努めています

東日本大震災でお亡くなりになられた方々へ、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地域の皆様とそのご家族の皆さんに、心からお見舞い申し上げます。被災者の皆様の中には未だ不自由な生活を続けておられる方々も多く、一刻も早い本格的な復興が望まれます。

社団法人日本損害保険協会（以下「損害保険協会」）は、わが国における損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的としており、2011年9月現在、損害保険会社25社が会員となっています。

損保協会では、消費者とのコミュニケーションの推進に力を入れています。具体的には、若年層向けの「そんぽのホント」、一般向けの「バイヤーズガイド」、熟年層向けの「わかりやすい損害保険の入りかた」の3種の資料を作成し、損害保険に関する理解促進を図っています。内容は、ホームページで閲覧・ダウンロードをして

いただくことができます。マスメディアを通じた活動では、全国5つのラジオ局で「バンブー・涙子のそんぽのホント」という番組を提供し、損害保険の情報のほか交

通安全や自然災害、防災・防犯などの情報報を発信しています。また、地震保険や自賠責保険に関する理解促進などを図るために、テレビ、ラジオ、新聞などを通じた広報活動を行っています。

このほか、大学生、一般消費者等を対象とした講師派遣も行っています。特に大学では単位取得が可能な連続講座（半期・通年）を実施しており、損害保険に関する体系的な学習ができるような取組みを行っています。また、金融広報中央委員会が主催する「金融教育フェスティバル」のセミナーなどへの講師派遣や、消費生活センターなどで苦情・相談に携わる施しています。

金融（保険）教育に取り組める副教材「授業実践プログラム」を作成し、その普及に努めています。

損保協会では、今後も損害保険に関する啓発・理解促進を図っていきたいと考えています。



いつも口にしている素朴で何気ないあの郷土料理は、どの地方で生まれた料理法かご存知ですか？全国各地それぞれの土地によって別の顔を見せる料理の数々を紹介するのが「たべもの百面相」です。

麺

【其の三】 めん

冷麺

岩手県盛岡には、わんこそばやじゃじや麺など特徴的な麺類があります。そのひとつに冷麺があります。冷麺といえば韓国冷麺を連想する人も多いかもしれません、韓国の冷麺のほとんどがそば粉入りなのにに対し、盛岡の冷麺は、通常、小麦粉と片栗粉などのでん粉と重曹で作られています。その盛岡冷麺の最大の特徴は、麺に弾力と強いコシがあり、二倍近くも伸び縮みする伸縮性を持つこと。ゆで上がった後は冷水にさらされ表面が透きとおり、美しさが際立つ麺なのです。

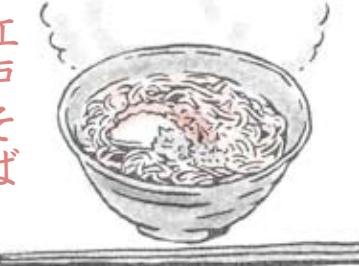
世界的にみても日本人は相当な麺好きの民族なのかもしれません。そば、うどんはお米に次ぐ主食といえそうですし、そうめんやひやむぎといった夏定番の麺類もあります。また、もはや国民食ともいえるラーメン、女性にも人気の高いスパゲッティなどのパスタ類など、和洋中、国境を越えて世界の麺類が、日常的に、大勢の人々に食べられています。

さらに同じそばでも、年越しそばや引っ越しそば、ざるそばにかけそば、立ち食い系から懐石と、季節や歳時、食べる場面に合わせてさまざまなかわりをされています。今回は日本各地で名物となっている麺類の一部をご紹介します。

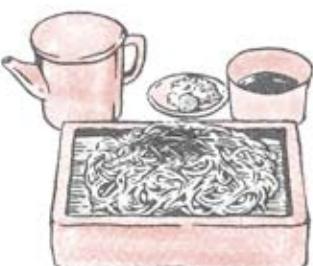


江戸そば

そばとは、そば粉の割合が30%以上、小麦粉が70%以下の割合で混合された原料に水を加えて練り合わせたもので、全国的に親しまれています。そばは平安時代から食べられていましたが、現在の形になったのは江戸時代の初めといわれます。一般的にそば粉8割、小麦粉2割の二八そばで、つゆはそば猪口に入った辛口のもの。食べ方もつゆにそばの先を少しだけつけるのが粋といわれましたが、実際は江戸っ子のやせ我慢というのが真相のようです。冬に外でいただくなら温かいかけそばとなることが多いでしょう。



かけそば、
どちらも美味しい





ローメン

長野県は伊那の名物麺にローメンという麺料理があります。蒸し麺にマトン、キャベツ、ニンニクなどを入れたご当地麺で「スープ風」「焼そば風」の二種類があり、昭和30年代に誕生したといわれています。そのルーツも庶民的で、お客様に「麺を焼きソバ風に」とか「お湯を足したらどうだ」

など要望に応えているうちにできあがったと伝えられます。またその名前も、炒めた麺を表す「チャーメン」と肉を表す「ロー」を合わせた「チャーローメン」が短くなつてローメンと独自な名称となつたようです。

スープと焼きそば、お店によっても違います



豊富な魚介類でボリュームたっぷり



日本各地にさまざまな種類の麺が独自に発達し、現在ではご当地グルメとして町おこしなどでも大切な役割を担っている麺類。手軽に食べることができ、冷たくても温かくとも、そしていろいろな具材と合わせることができます。麺類のよいところかもしれません。伝統の調理法を守りながら、これからも多種多様な変化を楽しみにしたいものです。

チャンポン

明治時代に福建省出身の中国人が、中国から来た留学生のために安くボリュームのある料理を考案したものが原型といわれています。最初は豚肉やタケノコ、シイタケなどの具材が中心でしたが、長崎近海で捕れるイカやカキ、エビに加え野菜や練り物などさまざまな具材を使うようになります。チャンポン



野菜たっぷりで
身体も温まる

ほうとう

味噌仕立ての汁と一緒に麺を煮込むことで手間がかからず、また消化もよく栄養価も高いことから、武田信玄が野戦食として用いたと伝えられているほうとうどん。山々に囲まれた甲州地方は水田が少なく、貴重なお米の代わりによく食べられたようです。昔は「ほうとうの麺を打てないと一人前でない」と言われ、嫁入り修行には欠かせないとされたほど。近年は農林水産省が選定する、日本各地の農山漁村で脈々と受け継がれ国民に広く支持される「農山漁村の郷土料理百選」の一つとして全国にファンを増やしています。



豊富な魚介類でボリュームたっぷり



各地にご当地チャンポンが広まっているそうです。

「長いもので縁起もよく」麺料理の実力

- 整腸作用ほか（冷麺） ● 高血圧抑制ほか（そば） ● ビタミン不足解消ほか（ほうとう）
- 滋養強壮ほか（ローメン） ● 貧血予防ほか（チャンポン）などに効果があるといわれています ※摂りすぎには注意しましょう

ライフ＆マネープラン

【確定申告について知つておきたいこと】

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、仕事と同じくらい将来を見据えたマネープランは大切です。今回は確定申告の基礎知識と申告方法を学びましょう。

確定申告とは？

私たちには、所得税や消費税、固定資産税など納めなければならないさまざまな種類の税金があります。このうち所得税については、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得を計算し、申告期限までに確定申告書類を提出して納税額を確定させます。この手続きを確定申告といい、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足がある場合は精算します。

確定申告は、所得を得た人が納めるべき所得税を確定するための申告手続きですか、個人事業主でなくても申告が必要です。株式などの配当所得があつた人、不動産所得などは確定申告が必要です。また、給与の

や山林所得、譲渡所得、保険金の満期金や賞金などの一時所得のあつた人、雑所得があつた人などが対象です。年金受給者の場合も、年金は雑所得に相当しますので、所得控除分などを差し引いた残額がある場合は申告が必要です※（ただし遺族年金や障害年金、母子年金は非課税なので申告不要）。

年間収入金額が2000万円を超えていて、2カ所以上から給与をもらっているなどの場合も確定申告を行う必要があります。

確定申告のやり方

■確定申告の流れ

確定申告の流れを簡単に見てみましょう。申告書類は、申告書A、申告書B、分離課税用などに分かれています。

申告書Aは所得の種類が給与所得・配当所得・一時所得・雑所得の4種類の所得に限定され、原則として確定申告を行う必要はありませんが、源泉徴収義務のない者から給与などの支払いを受けたり、災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている場合などは確定申告が必要です。また、給与の

※平成23年分以後は、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。



雑所得のほかに不動産所得や事業所得など
所得の種類を問わず所得がある場合で、ア
パート・マンション経営などをしている人や自
営業の人などが該当します。

分離課税用の申告書を使うのは、株の譲
渡や土地建物の譲渡があつた人です。株の譲
渡や土地建物の譲渡はほかの所得と分離さ
れて課税されます。自営業者が本業以外で
株の売買などで所得があつた場合や、アパー
ト・マンション経営で一部の物件を売買して
収益をあげた場合が該当します。

所定の書式を埋める形で申告しますが、
初めての場合など書き方が分からなかつたり
判断に迷う場合は、所轄の税務署などで相
談にのつてもらいます。しかし、申告期限が
近くなるに従い相談者が増えるため、早めの
相談、申告をしたほうがよいでしょう。

e-Taxとは

確定申告にあたっては、申告書類を所轄の税務署に持参するか郵送する方法が一般的でしたが、近年はインターネットで確定申告のできるe-Taxを活用する人もずいぶん増えました。e-Taxの利用にあたっては、厳正な本人確認が必要なため、e-Taxホームページから開始届出書を提出して利用者識別番号等を取得し、e-Taxソフトをダウンロードした上で電子署名に必要な電子証明書等を初期登録する必要があります。

初めてのときは登録手続きがちょっと面倒ですが、税務署の窓口に出向く必要がなく、スピーディに処理されます。還付申告などの手続きが早いほか、一部控除が受けられたり、医療費の領収書や源泉徴収票など記載内容を入力することにより書類の提出または提示を省略できたり、納税証明書の交付請求の際の手数料が安価になるなど、e-Taxならではのサービスを受けることが可能です。

※詳しくは、e-Taxホームページをご参照ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>



還付申告

1年の途中で会社を辞めるなどして年末調整を受けていなかったり、医療費が10万円以上かかった、あるいは住宅ローンを利用してマイホームを取得したり増改築を行った場合や、耐震改修を施した場合、特定公益増進法人や政党などに寄附をした場合などは、確定申告することによって所得税が還付されます。

例えば医療費は、入院や手術、通院などの医療費のほか、通院に要した電車やバス代、治療目的の医薬品、義歯や入れ歯など健康保険の適用対象外の歯科治療費なども対象となります。生計を一つにする家族の医療費が合算できます。意外に医療費がかさんでいることもあるので、領収証は保管する習慣をつけておきましょう。

確定申告の必要がないサラリーマンなどの還付申告は、その年の翌年の1月1日から5年間が期限です。一昨年の医療費が高額だったことに気づいた場合などはあらためて申告すれば所得税が還付されます。

確定申告に必要な書類を準備する

給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）や各種保険料の控除証明書、必要経費などの領収証などの書類を揃える

申告書を準備する

申告書A、申告書B、分離課税用、損失用の中から適したものを選ぶ

付表と計算書等を準備する

申告内容に応じて、明細書や計算書、内訳書などの必要書類を用意する

申告書を作成する

住所、氏名などを記入→収入金額等、所得金額を計算→「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引き「所得金額」を計算→所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算→税金の計算をする（「課税される所得金額」に税率を乗じて「所得税額」を計算し、「所得税額」から「税金から差し引かれる金額」を差し引いて、「申告納税額」を計算する）→その他住民税に関する項目など必要事項を記入

申告書を提出する

納税する、または還付を受ける

活きた金融教育を目指して

～地域と学ぶ経済の仕組み～

平成20年度と21年度の2カ年にわたり、金融教育研究校の委嘱を受けた米子松蔭高等学校。担当教諭に任命された塙本先生は、金融教育と聞いてふと「自己破産や金銭トラブルは地域でもよくある話だと『まちづくり連絡会』で話題になつていた」ことを思い出します。

同校は平成19年から地域のまちづくり活動に参加するモデル校（教育機関では同校と高等専門学校のみ）として、地元の産官学関係者で組織する『まちづくり連絡会』に加盟していました。そこで、その『まちづくり連絡会』の力を借りて「教育実践」の場で、「地域経済」を学びながら金融の知識も同時に身に付けていけるような特別カリキュラムを組めないかと考えまし

地域連携と 金融教育のはじまり

「金融教育」は、社会の中で生きる力を育むことを目的として行われる教育です。この「ナーーでは、金融教育の授業がどのように進められているか、教育現場に立つ先生や、授業を受ける生徒の姿をレポートします。今回は、鳥取県米子松蔭高等学校の塙本保夫教諭が、商業科の総合実践のなかで行っている金融教育の取り組みについてご紹介します。

金融教育の現場レポート

■2カ年の特別授業カリキュラム表

20年度の「金融教育特別授業」

テーマ	場所または講師役など
第1節・地域経済と起業の大切さ	
信用ってなに？	地元信用金庫
現代の金融トラブルに学ぶ	米子市役所
地域経済と金融の関わり 何故、米子は商都となったのか？ 起業家の講演	地元信用金庫 地元起業家
まち探検（商店街見学） すてきなお店を見つけよう	まちづくり連絡会
地域経済と起業の大切さ	米子松蔭高校
商品知識とマーケティング 今求められるビジネスとは	中小企業診断士
第2節・ビジネスモデルの構築	
商品知識とマーケティング 今求められるビジネスとは	米子松蔭高校
ビジネスモデルの検討	米子松蔭高校
プレゼンテーション準備	米子松蔭高校
第3節・地域とのコミュニケーション	
プレゼンテーション練習	米子松蔭高校
地元信用金庫本店	米子松蔭高校
まちづくり連絡会でのプレゼン	地元信用金庫
地元信用金庫本店見学	地元信用金庫
感想・反省	米子松蔭高校

21年度の「金融教育特別授業」

テーマ	場所または講師役など
第1節・身近な進路と経済問題について考える	
特別授業の内容と今後の進め方	オリエンテーション
現代の金融トラブルに学ぶ	米子市役所
消費とその問題 消費者問題の側面から	弁護士
消費とその問題 金融問題の側面から	情報センター山陰
第2節・地域と経済について	
信用って何？	地元信用金庫
地域経済と金融の関わり	地元信用金庫
地域経済を見てみよう 米子市役所で説明を受けた後 商店街見学・聞き取り調査	米子松蔭高校 地元信用金庫 米子市役所
地域経済の変遷	米子商工会議所
地域経済 中心市街地活性化の必要性	米子商工会議所
第3節・お金の運用	
お金の運用（預金）	地元信用金庫
お金の運用（株式）	大手証券会社
株式投資シミュレーションゲーム	大手証券会社
株式投資シミュレーションゲーム	大手証券会社
第4節・進路について	
仕事を就くこと	ハローワーク米子
起業と言う選択肢	地元で起業を支援するNPO法人
起業家による講演	地元ホテル社長
アニメーション制作会社講演	アニメーション制作会社
地元信用金庫・本店見学	地元信用金庫
第5節・進路について	
まとめ	米子松蔭高校

鳥取県
米子松蔭高等学校
塙本保夫教諭



特別授業風景



生徒プレゼンテーション

■金融教育特別授業 学生「起業プラン」発表資料（抜粋）



た。例えば、地元の金融機関からは「社会的な信用とはなにか」、「地元の経済と国の経済の関係や仕組み、金融との関わり」の講義、市役所には、「買い物（契約）とクリーニングオフ」などの金融トラブルの講義、そして、地元商業者には、生徒たちの「まち探検」授業に協力

してもらえるよう働きかけ、「一つ一つ特別授業を実現していきました。

金融教育と「起業」を学ぶ

平成20年度は、情報科学科で学ぶ3年生15名が対象でした。テーマを「若年層の自己破産」や「金銭ト

ラブル」、そして生徒から希望のあった「起業」の3本柱として計21時間のカリキュラムで実施。カリキュラムの前半では、金融・経済の仕組みや社会問題となっているトラブルなどについて、地元の金融・消費者問題の専門家から特別授業を受けました。後半は地元の「起業を支援するNPO法人」の関係者から「地域経済と起業の大切さ」を学び、生徒たちは実際に米子市中心部商店街の「まちなか探検」に出て地元の実態を見学し、商店主へのインタビューなどでより理解を深めました。

続いて、中小企業診断士から「今求められるビジネスは」をテーマに商品知識とマーケティングの指導を受け、生徒自身がビジネスモデルを検討・発案した起業モデルのプレゼンテーションをするという段取りで

いた。「起業」の3本柱として計21時間のカリキュラムで実施。カリキュラムの前半では、金融・経済の仕組みや社会問題となっているトラブルなどについて、地元の金融・消費者問題の専門家から特別授業を受けました。後半は地元の「起業を支援するNPO法人」の関係者から「地域経済と起業の大切さ」を学び、生徒たちは実際に米子市中心部商店街の「まちなか探検」に出て地元の実態を見学し、商店主へのインタビューなどでより理解を深めました。



授業を展開しました。生徒たちは地域で起業する意義と目的、ビジネスとして成立させるための方法を学び、13人が5つのチームに分かれて、それぞれが理想とする企業づくり（起業）をまとめました。事業内容と目的、社名やロゴマークの考案まで、いきいきとした活動の様子はプレゼンテーションの内容を見ても伝わってきます。

「金融教育と 「進路選択」を学ぶ

平成21年度は、商業科でデザインの基礎知識や技術を学習するビジネスアートコース3年生の生徒30名を対象に計24時間の特別授業が行われました。テーマは前年と異なり「地域経済」や「進路」をメインとし、特に、「地域経済」では、郊外のロードサイド型の大型店舗に客を奪われて衰退していく米子市を中心部商店街の現状と、その復活・活性化を試みる新たな「街づくり」の挑戦について深く考察させたのが特徴です。というのも、同学科の生徒たちは漫画家・アニメーター・声優などを目指して県外に進学する率が高く、将来地元で就職する生徒はほとんどいません。「将来、地元に帰つても希望の就職先がない現状を踏まえ、新た

■学年末アンケート 集計結果

番号	質問	回答	結果
①	従来の総合実践と比較して	従来【今まで通り】の方が良かった	2人
		特別授業のほうが良かった	19人
		どちらとも言えない	9人
②	特別授業は	勉強（ため）になった（少しでも）	30人
		勉強（ため）にならなかった	0人
		どちらとも言えない	0人
③	外部講師の先生の話は	勉強（ため）になった	28人
		勉強（ため）にならなかった	1人
		どちらとも言えない	1人
④	この特別授業は	自分の将来のためになったと思う（少しでも）	26人
		あまりためにならなかったと思う	1人
		どちらとも言えない	3人
⑤	今後もこの授業は	継続したほうが良いと思う	23人
		従来の総合実践のほうが良い	1人
		どちらとも言えない	6人



授業の様子



街なか見学

■学級進路別状況（平成21年度）

	県内	県外
就職	5人	1人
進学【4年生大学】	0人	0人
進学【短期大学】	3人	0人
進学【専門学校】	2人	19人
合計	10人	20人

■学級の特徴（平成21年度）





**教科書では学べない
「最新」の情報を**

塚本先生はこの金融教育の特別授業で、「高校の教育はあくまで基礎基本の教育であり、社会で実際に役立つものとは違う。今生きている世の中は決して教科書通りではない」といふことを伝えたかったのです。なにより「こだわったのは、「最新」の情報を得る」

「金融教育の必要性」を痛感
「これからの大躍進」を実現

り連絡会』の大人たちの質問にも躊躇することなくしつかり自分の考え方を述べる姿が見られ、塚本先生を驚かせたと言います。「心の準備をしておくようには言いましたが、方法までは教えなかつた。それを立派にやり遂げたことは、想定外の歓びでした。」

「金融教育の必要性」を痛感
～これからのお手本～

塚本先生はこの金融教育の特別授業で、「高校の教育はあくまで基礎基本の教育であり、社会で実際に役立つものとは違う。今生きている世の中は決して教科書通りではない」といふギヤップを伝えたかった」と言います。なによりこだわったのは、「最新の情

な土地に根ざし、そこで街づくりや活性化に興味と理解を持つる教育を目指した」と塚本先生は話します。内容は、まず前年同様に消費・金銭トラブルなど身近な経済問題や地域経済を学ぶと同時に、お金の運用や進路について考える授業を展開。地元出身の有名アニメーターをゲストに招き、業界で成功するには莫大な製作資金の獲得が重要な鍵になることなど、生徒たちが夢見る将来も、お金の知識抜きでは実現しないという貴重な生の声を聞きましした。

報」を「その分野の専門家」からレクチャーしてもらうことと、「地域で育てる」ことです。世の中の「今」を地域にいる身近な大人たちから、実際の体験談や実社会の現状を交え、実際の心を動かす、というのが塚本先生の一貫した考え方です。

「報」を「その分野の専門家」から「地域で育てる」ことです。世の中の「今」実際の体験談や実社会の現状を交えリアルに伝えることが、生徒たちの心を動かす、というのが塚本先生の一貫した考え方です。

実際、1年目の生徒たちは、プレゼンテーションで期待以上の活躍をして、「実は自分も起業をしたいと思っていた」と思いがけない告白をする生徒も現れました。2年目の生徒たちも、普段は内気でおとなしいタイプが多かつたにもかかわらず、『街づくり連絡会』の大人たちの質問にも躊躇することなくしっかりと自分の考えを述べる姿が見られ、塚本先生を驚かせたと言います。「心の準備をしておくようには言いましたが、方法までは教えたかった。それを立派にやり遂げたことは、想定外の歓びでした」。

「金融教育の必要性」を痛感「これから挑戦

「理想は各教科が各領域のなかで、金融教育を上手にカリキュラムに組み込めるのですが、そのためには私は私がさらに実績を残していくことだと思います」と、塚本先生は最後に強い思いを語つてくださいました。

22年度以降、金融教育研究校の挑戦が終了してからも、塚本先生の挑戦は続いています。特別授業をコマネードしていく、地域の大人たちが「子どもたちのために」となれば非常に協力的であることに感動を覚えた、と塚本先生は話します。これまで培ってきた地域との人脈や特別授業のノウハウは「誰かに伝えきるものではなく、私自身が継続させていくもの」であると、研究授業が塚本先生にとっての定番になった自信を覗かせます。そして、「お金の話なんてもんんじゃない」というタブーでも今は昔。悪い人にだまされないためにも金融教育は必要であり、「地元で育った人間は可能な限り地元に還元できるようにしていきたい」との思いから、今後も「学校の中に地域の力を取り込む金融教育」を展開していくと考えています。

戦は続いています。特別授業をコーディネートしていく、地域の大人たちが「子どもたちのために」となれば非常に協力的であることに感動を覚えた、と塚本先生は話します。これまで培ってきた地域との人脈や特別授業のノウハウは「誰かに伝えられるものではなく、私自身が継続させていくもの」であると、研究授業が塚本先生にとつての定番になつた自信を覗かせます。そして、「お金の話なんてするもんじゃない、というタブーも今は昔。悪い人にだまされない、金銭トラブルに巻き込まれないためにも金融教育は必要」であり、「地元で育つた人間は可能な限り地元に還元できるようにしていきたい」との思ひこころと考えています。

活きた金融教育を目指して

～地域と学ぶ経済の仕組み～

鳥取県
米子松蔭高等学校 塚本保夫教諭



[第3回]

領国貨幣をご存知ですか？

領国貨幣が生まれるまで

わが国で初めて本格的に流通した貨幣は、708年に铸造された「和銅開珎」とされています。その後、各種の銅貨が铸造されましたが、10世紀末には政府の弱体化もあって铸造されなくなります。その頃と前後して、中国からの貨幣の輸入も積極的に行われるようになります。室町時代には渡来錢をまねた模造錢や私鑄錢も出まわり、貨幣は国内で広く使われるようになっていきました。

戦国時代になると、各地で金山銀山の開発が進んだことを背景に、戦国大名たちが独自に金銀貨の铸造を始めます。戦功のあった者への恩賞に用いたり、武器を購入するための資金としました。このほか、当時、金銀は輸出品としても重要な位置を占めたことから、中国との交易などにも盛んに使用されまし

た。金銀を中心とする貨幣の保有量が戦国大名の存立を支える重要な要素となっていました。

江戸時代になると、商業や工業の発展にあわせて貨幣の需要はどんどん増大していきます。そのため、幕府の制定した金銀錢貨だけでは、日本国中で必要となる貨幣が不足する事態となりました。これを受け、各大名の領国で戦国時代から铸造してきた金銀貨を、原則的に自分の領国内にのみ通用させることとして铸造を許可しました。大名領国で铸造・発行した貨幣を「領国貨幣」と呼びます。



参考資料：「図録日本の貨幣1・2」東洋経済新報社、「貨幣」東京堂出版、「お金から見た幕末維新」祥伝社、「日本銀行金融研究所」(HP)「八十二文化財団」(HP) おかねの情報室(HP)など

を終えました。

主な領国貨幣、甲州金の歩み

領国貨幣として有名なのが、越後上杉氏、小田原北条氏、周防大内氏、甲斐武田氏など戦国大名が領内の鉱山を開発して鋳造したもの。ことに武田信玄が活躍した時代である16世紀半ば頃に鋳造が始まったといわれる「甲州金」は、その貨幣単位が江戸幕府の統一貨幣にも影響を与えるなど代表的なものです。甲斐の国で通用したこの金貨は、別名「甲金」「甲判」ともいわれました。

金の含有率が8割以上と高品位な甲州金をつくるためには、金の精錬や品位の鑑定技術などが重要で、こうしたノウハウが甲州金の信用の基礎となっています。また、甲州金は、下表のような7段階の4進法・2進法の貨幣単位とされ、このうち「両」「分」「朱」という単位は、江戸時代の金貨の単位として

も受け継がれています。

元禄時代に入つて幕府が統一貨幣を鋳造し、各領国の在来貨幣の通用を停止した際に、甲州金も鋳造停止を指示されました。しかし、甲州金の存続の願い出がなされ、結局、元禄金に準じて改鋳することで領内での存続が例外的に許可されます。こうして「甲州金」のみは、幕府公認の地方貨幣として、例外的に19世紀前半にいたるまで流通しました。

甲州金の貨幣単位

- ① 両 (約15g)
- ② 分 = 1/4 両
- ③ 朱 = 1/4 分
- ④ 朱中 (しゅなか) = 1/2 朱
- ⑤ 糸目 (いとめ) = 1/2 朱中
- ⑥ 小糸目 = 1/2 糸目
- ⑦ 小糸目中 = 1/2 小糸目

さまざまな領国貨幣

領国貨幣としては、甲州金のほか、加賀の小判・銀貨、越後の小判、津軽の銀貨などが有名ですが、全国でどれくらい存在したのでしょうか?

ある資料によれば、領国貨幣は金貨が23カ国、銀貨が20カ国で用いられたとの記述がありますが、実際には金貨の使用例は少なく、甲斐、加賀、越後の三国しか確認されていないそうです。また他にも、銀貨が用いられた地域を28カ国とする説や30カ国とする説もあります。

領国貨幣はお国によりその通用の仕方が違っていることから、なかなか正確にはその実態が把握できていませんが、存在が確認されている領国貨幣の金銀貨の貨幣名と通用国を紹介しますと、右表のとおりです。

領国貨幣（金貨・銀貨）一覧

國名	甲斐	陸奥	出羽	高田 小判	越後	加賀	周防	因幡	佐渡	出雲	豊前
金貨	新金 甲定重金 甲安金	古金			高田 小判	加賀 小判					
桐					桐花押 越州高田	吹人名 又才二 右衛門	梅鉢壱両				
極印											
銀貨					新橋印銀 朱染織封銀	軟挺銀 次の字銀	米沢銀 秋田新田銀	秋田銀 尾太(おつぶ)銀	津軽銀 尾太(おつぶ)銀	弘前・宝 湯田院内野代	
					しづみ銀 越後銀	花隆銀					
					(表)徳通 丸形又は 四角形 寛永 大徳・永長 五角形 寛永 菊花力 新極印						
極印					寛永 大徳・永長 五角形 寛永 菊花力 新極印	花隆壱拾両 (菊花模様)	亀甲 矢羽・極 花隆・壱拾両 (菊花模様)	尾太 湯田院内野代	津軽銀 尾太(おつぶ)銀	弘前・宝 湯田院内野代	

本表は「貨幣」東京堂出版を参考に作成

都道府県金融広報委員会 事務局員の活動紹介

楽しみながら 金融知識を！

山形県金融広報委員会
齋藤 育子

山形県金融広報委員会では、山形県の秋の一大イベントである「日本一の芋煮会フェスティバル」において、3年前から金融広報のためのブースを毎年出店しています。「芋煮」は山形の秋の味覚です。このイベントでは、直径6メートルの大

鍋で3万食の芋煮がふるまわれ、長蛇の列ができるほど県内外から大勢の方々が集まります。9月第一日曜日なので、まだまだ暑い中での開催になります。そんな中、会場にいらっしゃった方々に休憩がてら楽しんでいただけるよう内容を工夫しています。

財務事務所や山形県消費生活センター、県警本部とも連携して、チラシや啓発グッズを配ったり、クイズコーナーを設けたりしています。クイズコーナーは毎年盛り上がります。普段身近であるのになかなか

知らないことのできないお金に関する知識に、みなさん真剣に耳を傾けます。ときには、意外な正解にみんなが驚いたりすることもあります。また、金融広報中央委員会作成の貯金箱作りコーナーや二万円の写真撮影用パネル、一億円の模擬券パックをお子さま向けに設置し、好評をいただいております。一億円の模擬券パックの重さには、子どものみならず、大人も驚きます。貯金箱作りコーナーに関しては、金融広報アドバイザーや、金融教育研究校である山形市立商業高等学校の生徒さ

ん5名にもお手伝いいただきました。お蔭さまで昨年度にも増して大盛況に終わりました。各機関が連携して活動を行うことで、情報が多くの方々に提供することができました。

意外に敬遠されがちな「お金の話」。できるだけ楽しく、たくさんの方々に普及させていきたいと思います。



芋煮マンとパチリ！

アドバイザー 研修会開催！

広島県金融広報委員会
原 美智子

広島県金融広報委員会では、セミナー開催や講師派遣に加え、講師役を担っている金融広報アドバイザーのみなさんを対象とした研修会を年に数回、行っています。最新情報を通じて、アドバイザーとして

の活動内容をさらに磨き上げてもらうことが狙いです。これまでの研修会は、外部講師による講義が中心で、「悪質商法の手口」「話し方教室」など、アドバイザーの活動に役立つよう毎回工夫しながらテーマを決めていました。「ちょっととしたことでも何か気づきをもつてもらえてなんだろう…」テーマの候補は無限に広がるばかりです。

そこで、10月に開催した研修会では、思い切っていつものような外部講師による講義をやめて、意見交換の時間を多くとつてみました。その結果、予想以上にさまざまなお話をうながしました。普段の活動内容、抱えている悩み、講演をする際の工夫など、事務局として参考になる意見をたくさんいただきました。アドバイザーのための研修会と言ひながら、逆に研修を企画した私が教わることばかり。改め

私が一般の方々と直接お話しする機会は多くありません。でも、最前線で活躍されているアドバイザーの声から学ぶことで、アドバイザーのスキルアップして、金融広報活動を進めていきたいと思いま



前列右側が原さん

金融広報
アドバイザーの
紹介

大人の社会教育をライフワークに! 知的好奇心いっぱいのアドバイザー

埼玉県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
田代智子

「大人にも新しい法律や社会の動きを勉強する社会教育が必要」――。
金融広報アドバイザーになる以前から、消費生活や生活設計のプロとして活動を続けている田代智子さん。結婚前の職業は家庭科の先生でした。



田代さんは結婚後家庭に入り、昭和44年から経済企画庁が募集した消費生活コンサルタント、昭和51年には貯蓄増強中央委員会の貯蓄推進員となり、40年以上も消費生活や生活設計に関する講師活動や相談業務に携わってきました。



「最初は、商品に欠陥があつても気づかずになってしまったり、食品添加物問題に無頓着な人を見て、疑問を感じたことがきっかけでした。よい購買活動は結果的に企業を育て、よい社会を作ることにつながると思つていましたから、まずは消費者をきちんと育てていかなければなりません。東京大学で開講され第一線指導者です。

埼玉県の金融広報アドバイザーとして活動している田代さんは、「特定商取引法・預金保険法・公的年金制度・介護保険法などの市民のくらしに直結する大切な法律や法改正、社会の動きを学ぶ場を大いに育てたい」という強い思いがあります。「中国では地域で新聞を読む勉強会をやつていて聞き、すば

らしい活動だと思いました。日本でもそつした社会教育の場が必要だと思いますし、埼玉県金融広報委員会の活動もそついう形で力になれると嬉しいですね」。

田代さんは、さまざまなかつての依頼が舞い込んでいます。それはベテラン講師だからといってではありません。どんな時でも、「現状を必ず把握する!」というのが田代さんのモットー。説明を聞き、資料を読み込み、現場にも足を運びます。納得できるまでことん学ぶのが田代さんの姿勢です。

例えば、高齢者の居住の安定確保に関する法律が施行されてからは、「高齢者住宅研究会」に所属して精力的に研究活動を行つています。また、認知症などで判断能力の不十分な人を保護・支援するための「成年後見制度」も資料や窓口で教わった知識だけでは「足りない」と感じ、現在、東京大学で開講されてい

いる「成年後見制度講座」で勉強しています。

「みんなの前でお話をすると、正しいことを伝える責任があるであります。それは人から聞いた話だけではダメなんです。金融広報アドバイザーとして、最新の情報を直接伝えられることが何よりも大切なことです。実際に銀行などへ出向き、どんな金融商品を扱っているか、現場ではどんな情報が発信されているのかを常にチェックしています」。さらに「いつまでも好奇心を持ち、人は一生、自分の責任として必要な情報をキヤッチして生きていかなければなりません」とのこと。

パソコンやインターネットも、今ではセミナーの講師を任されるほど使い手に。もちろん、ネットでの情報収集はお手のものです。生涯学び続ける人生の大切さを、田代さんは巡り会うすべての人々に伝え続けています。

知るぽるとカレンダー

~ぜひご参加ください~

1月 January

14日(土) 宮城県
金融・経済講演会

テーマ：金融・経済のこれから～世界の潮流変化を考える
講師：高橋 進氏
開催場所：仙台国際センター 白権
主催：宮城県金融広報委員会、
宮城県、日本FP協会宮城支部

14日(土) 神奈川県 *募集は終了しています
くらしの経済講演会 in 相模原

テーマ：震災後～オラの日米くらしとお金のリベンジ講座
講師：ダニエル・カール氏
開催場所：相模原市立あじさい会館1階ホール
主催：神奈川県金融広報委員会
共催：神奈川県、相模原市

17日(火) 兵庫県
金融教育講演会

テーマ：見つけよう ぼくのわたしの たからもの
講師：あんびる えつこ氏
開催場所：神戸市立六甲アイランド小学校
主催：神戸市立六甲アイランド小学校、
兵庫県金融広報委員会

20日(金) 愛知県
暮らしに役立つ金融経済講演会

テーマ：人生を楽しむ秘訣～心と体と財布の健康～
講師：生島 ヒロシ氏
開催場所：知多市勤労文化会館
主催：愛知県金融広報委員会
共催：知多地域消費者行政研究会

28日(土) 東京都
金融経済講演会

テーマ：ご注意ください！…進化する振り込め詐欺や
悪質商法等の撃退方法

講師：紀藤 正樹氏
開催場所：クリエイトホール生涯学習センター
主催：東京都金融広報委員会 共催：八王子市

30日(月) 埼玉県
金融・経済講演会

テーマ：「オラの日米くらしとお金のおもしろ講座」～正しい情報があなたを守る～
講師：ダニエル・カール氏
開催場所：川口駅前市民ホール「フレンディア」
主催：埼玉県金融広報委員会、川口市

2月 February

4日(土) 愛媛県
暮らしのセミナー 2012

テーマ：会計士が教える貯蓄と投資のセンスアップ術
講師：山田 真哉氏
開催場所：いよてつ高島屋 ローズホール
主催：愛媛県金融広報委員会
共催：愛媛県、四国財務局松山財務事務所

4日(土) 大分県
金融経済講演会

テーマ：気をつけよう！金融トラブル
講師：住田 裕子氏
開催場所：別府市中央公民館
主催：大分県金融広報委員会
共催：大分県、日本銀行大分支店、九州財務局大分財務事務所

25日(土) 東京都
消費者講演会

テーマ：これで大丈夫？ お金の使い方、安心人生プラン
講師：伊藤 宏一氏

開催場所：大田区立消費者生活センター 大集会室
主催：東京都金融広報委員会 共催：大田区消費者生活センター

28日(火) 埼玉県
金融・経済講演会

テーマ：こんな見方があるんだ～
「学校では教えてくれない身近な経済・お金の話」
講師：洞口 勝人氏
開催場所：大宮ソニックシティホール4階 国際会議室
主催：埼玉県金融広報委員会、埼玉県

3月 March

6日(火) 長野県
金融経済講演会

テーマ：世界貿易投資報告2011～国際ビジネスを復興のために～
講師：長島 忠之氏
開催場所：ホテルメトロポリタン長野
主催：長野県金融広報委員会

15日(木) 福島県
知るぽると講演会

テーマ：ストレスに負けずに元気に生きる
～震災後のこころのケア～
講師：香山 リカ氏
開催場所：福島テルサ
主催：福島県金融広報委員会
共催：福島県、東北財務局福島財務事務所、日本銀行福島支店

*イベント詳細につきましては、各都道府県金融広報委員会（P.34）にお問い合わせください。

金融広報中央委員会から

知るぽるととは

知るぽるとの“ぽると”とは、「港」や「入口」という意味です。「知るぽると」は、金融広報中央委員会の愛称。わかりやすい金融情報を提供して、よりいきいきとした生活設計をお手伝いしたい。金融広報中央委員会はそんな思いで活動しています。

また、各都道府県金融広報委員会でも、「知るぽると」を共通の愛称として使用しており、金融広報活動に対する認知度向上に努めています。

*詳しい情報は、知るぽるとホームページをご覧ください。

知るぽると

知るぽると

■ロゴデザインについて

当委員会の中立公正な活動や情報提供内容に沿った「信頼感」、「安心感」と、「身近さ」、「親しみやすさ」を感じていただきたいとの意図でデザインしました。

書体は、愛称の響きにふさわしいオリジナルの書体でデザインしました。基本色のブルーは、「明るさ」、「信頼感」、「安心感」等のバランスを考えつつ、「ぽると」の持つ「港」という意味にも合う色としました。「知」の黄緑色は、「ひらめき」や「おかげ」をイメージしたアクセントとしてデザインしました。みなさま方の目に触れる機会もあると思います。身边に感じて覚えていただければ幸いです。

都道府県金融広報委員会一覧

委員会名	郵便番号	住所	電話番号
北海道金融広報委員会	〒060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-1	011(241)5314
青森県金融広報委員会	〒030-8570	青森市長島1-1-1	017(734)9209
岩手県金融広報委員会	〒020-0021	盛岡市中央通1-2-3	019(624)3622
宮城県金融広報委員会	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)2523
秋田県金融広報委員会	〒010-0921	秋田市大町2-3-35	018(824)7814
山形県金融広報委員会	〒990-8570	山形市松波2-8-1	023(630)3237
福島県金融広報委員会	〒960-8614	福島市本町6-24	024(521)6355
茨城県金融広報委員会	〒310-8639	水戸市南町2-5-5	029(224)2734
栃木県金融広報委員会	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028(623)2151
群馬県金融広報委員会	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1	027(226)2273
埼玉県金融広報委員会	〒333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2F	048(261)0995
千葉県金融広報委員会	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043(225)7141
東京都金融広報委員会	〒103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03(3277)3788
神奈川県金融広報委員会	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	050(7506)1128
山梨県金融広報委員会	〒400-0032	甲府市中央1-11-31	055(227)2419
長野県金融広報委員会	〒380-0936	長野市岡田178-8	026(227)1296
新潟県金融広報委員会	〒951-8622	新潟市中央区寄居町344	025(223)8414
富山県金融広報委員会	〒930-0046	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471
石川県金融広報委員会	〒920-8678	金沢市香林坊2-3-28	076(223)9519
福井県金融広報委員会	〒910-8532	福井市順化1-1-1	0776(22)4495
岐阜県金融広報委員会	〒500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058(213)9257
静岡県金融広報委員会	〒420-8720	静岡市葵区金座町26-1	054(273)4112
愛知県金融広報委員会	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052(954)6166
三重県金融広報委員会	〒514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059(246)9002
滋賀県金融広報委員会	〒520-8577	大津市京町4-1-1	077(528)3412
京都府金融広報委員会	〒604-0924	京都市中京区河原町通二条下ル 一之船入町535	075(212)5193
大阪府金融広報委員会	〒530-8660	大阪市北区中之島2-1-45	06(6206)7748
兵庫県金融広報委員会	〒650-0034	神戸市中央区京町81	078(334)1129
奈良県金融広報委員会	〒630-8213	奈良市登大路町10-1	0742(27)5454
和歌山县金融広報委員会	〒640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階	073(426)0298
鳥取県金融広報委員会	〒680-8570	鳥取市東町1-271	0857(26)7160
島根県金融広報委員会	〒690-8553	松江市母衣町55-3	0852(32)1509
岡山県金融広報委員会	〒700-8707	岡山市北区丸の内1-6-1	086(227)5128
広島県金融広報委員会	〒730-0011	広島市中区基町8-17	082(227)4268
山口県金融広報委員会	〒753-8501	山口市滝町1-1	083(933)2608
徳島県金融広報委員会	〒770-8570	徳島市万代町1-1	088(621)2258
香川県金融広報委員会	〒760-0023	高松市寿町2-1-6	087(825)1104
愛媛県金融広報委員会	〒790-0003	松山市三番町4-10-2	089(933)6308
高知県金融広報委員会	〒780-0870	高知市本町3-3-43	088(822)0114
福岡県金融広報委員会	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092(725)5518
佐賀県金融広報委員会	〒840-0815	佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3階	0952(25)7059
長崎県金融広報委員会	〒850-8645	長崎市炉粕町32	095(820)6112
熊本県金融広報委員会	〒862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096(383)2323
大分県金融広報委員会	〒870-0023	大分市長浜町2-13-20	097(533)9116
宮崎県金融広報委員会	〒880-0805	宮崎市橘通東4-3-5	0985(23)6241
鹿児島県金融広報委員会	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)2544
沖縄県金融広報委員会	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098(866)2187

くらし塾
きんゆう塾
vol.19

平成24年1月発行

- 編集・発行
金融広報中央委員会
- 編集協力
廣告社株式会社

©金融広報中央委員会 禁無断転載

編集後記

新しい年が始まりました。読者の皆さまはいかがお過ごしでいらっしゃいますか？昨年は東日本大震災など天災が多い年でした。私たち「くらし塾きんゆう塾」の編集部はまことに微力ですが、少しでも皆さまのお役に立つ情報を届けなければ、と考えています。今年が読者の皆さんにとって幸多き一年となりますようお祈りいたします。

*本誌は全国の金融広報委員会等でお配りしています。個人の方の定期購読はお取り扱いしておりませんのでご了承ください。

*なお、既刊号全号をPDFファイル形式で「知るばると」ホームページ上に掲載していますのでご利用ください。

<http://www.shiruporuto.jp/about/kurashijuku/>

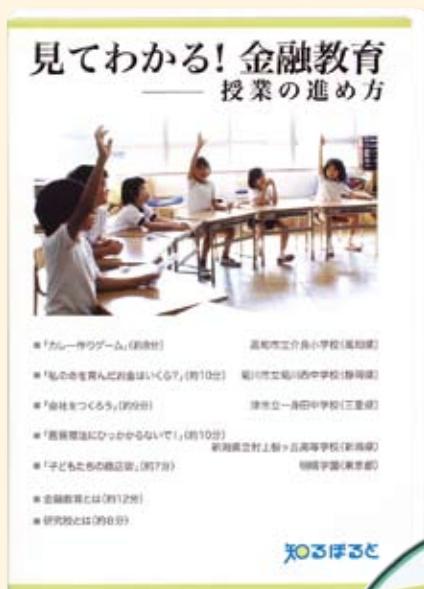
金融教育を実践するための考え方と具体例を紹介しています！

金融教育の授業は、それぞれの学校段階、さまざまな教科で実践することができます。このDVDでは、小学校・中学校・高等学校において実際に授業で行われた実践事例を紹介しているほか、「金融教育とは」、「研究校とは」といった点を解説しています。

「金融教育」は、お金の働きを理解して自分の暮らしや社会について考え、主体的に行動できる態度を養う教育であり、子どもたちの「生きる力」を育みます。

金融教育の授業の模様を見てみたい、金融教育を取り入れた教育関係者の話を聞いてみたい、金融教育について映像を交えて説明したい、金融教育研究校について知りたい、といったご要望にお応えすることができるのが、このDVDです。

貸出をご希望の場合は、各都道府県金融広報委員会へご照会ください。



紹介している授業は…

- 「カレー作りゲーム」
- 「私の命を育んだお金はいくら？」
- 「会社をつくろう」
- 「悪質商法にひっかかるないで！」
- 「子どもたちの商店街」

知るぼるとのホームページでご覧いただくことができます。

■知るぼるとシアター

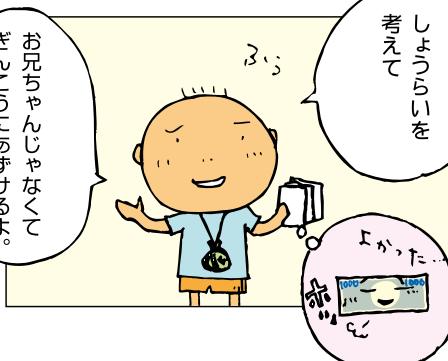
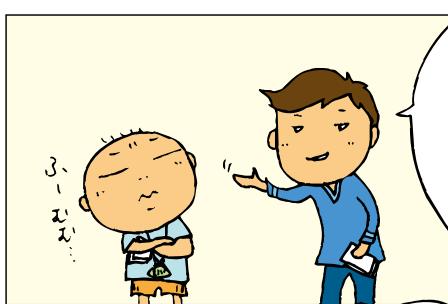
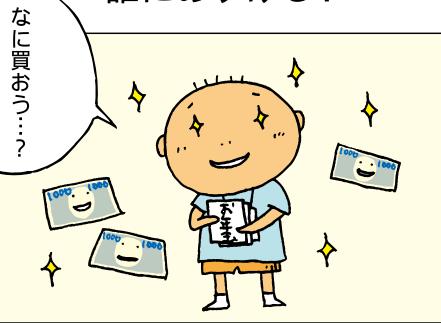
(<http://www.shiruporuto.jp/teach/video/theater/>)



知るぽるとホームページの楽しい親子向けコンテンツです！

おかね^{太陽}ね

だれ
誰にあずける？



小学生を対象とした教材で、ご家庭で保護者と一緒に楽しくお金の知識を学べます。
68テーマについて、4コマ漫がんがと子ども向けページ、大人向け解説ページがあります。
親子で一緒に、クイズに挑戦したり、ワークをやってみませんか？

知るぽるとホームページ
おかねのね
おかねのつかい方道場
(小学1・2年生)より。
楽しみなお年玉ですが、
使うだけでなく
貯めていくことを
覚えさせましょう。

<http://www.shiruporuto.jp/teach/katei/okanenone/>

知るぽると <http://www.shiruporuto.jp/>

●「知るぽると」は金融広報中央委員会の愛称です。金融の情報が集まる「港」であり、分かりやすい金融の知識への身近な「入り口」です。